

### Ⅲ. スウェーデン王国における調査

#### 第 1 スウェーデンの援助政策の概要

##### 1. 援助の理念・目的等

スウェーデンの援助政策の根幹となっているのは、2003 年 12 月に国会において全会一致で採択された「共有責任:全地球的開発のためのスウェーデンの政策(Policy for Global Development(PGD))」である。PGDは、公正で持続可能な全地球的開発への貢献を目標とし、開発における貧困者の視点と人権の視点を基礎とする。そして、開発援助は、特に最貧国に焦点を当て、全地球的開発のための主要な手段として位置付けられ、被援助国自身の戦略及び優先度に基づいた援助を目指すこととされている。

ただし、この文書の特色は、貧困の削減が単に開発援助政策だけでは実現されず、通商、貿易、経済、安全保障、環境、農業、移民などの各分野の政策との一貫性が確保されることの重要性を強調している点にある。このためスウェーデンは、国内的には質の高い効果的な開発援助とこれらすべての政策分野を対象とする一貫性のある施策を推進することとされている。また、この考え方は、おのずと多国間の開発援助戦略にも反映されており、国連諸機関や国際金融機関、欧州連合(EU)等の多国間機関への拠出に当たっては、全地球的開発目標に合致することが検討の基準となっている。

さらには、公正で持続的な全地球的開発に貢献するため、具体的には、①人権の尊重、②民主主義及び良い統治、③男女共同参画、④天然資源の持続可能な使用・環境保護、⑤経済成長、⑥社会開発・社会保障、⑦紛争防止・解決、⑧国際公共財に関する活動を強化するとともに、その国際的枠組みとして位置付けられるミレニアム開発目標(MDGs)の達成を国家全般の政策の目的としている。

なお、本年(2008 年)3 月には、全地球的開発政策の目標を達成するため、①抑圧、②経済的排斥、③移民、④気候変動と環境への影響、⑤紛争と脆弱な状況、⑥感染症といった6つの全地球的規模の課題に重点を置いた「新全地球的開発政策文書」が策定されている。

##### 2. 援助規模

2007 年におけるスウェーデンのODA実績は43.3 億ドルでDAC諸国中では第8位であり(支出純額(ネット)ベース)、対国民所得(GNI)比は0.93%で第2位となっている(2007 年DAC統計ベース:暫定値)。スウェーデンは、ODAの支出規模自体は大きなものではないが、これまでもスウェーデン国会においてODAの対GNI比1%達成を目標とする決議が採択されるなど、1%の実現は長年の目標数値であった。

1997 年度以降、開発援助予算は財政再建のため3年間で対GNI比0.7%の水準まで引き下げられたが、その後、2001 年度以降は対GNI比1%を目標に再び開発援助予算が3年間で30%増額され、2005 年1 月には当時のヌーデル財務相が対GNI比1%達成を明言し、翌年の2006 年度には1.02%(世界第1位)と目標が達成された。

なお、2007年度は1%を下回ったが、2008年度予算案における開発援助枠の総額は320億スウェーデンクローナ（SEK、なお1クローナは約18円（2008年9月現在））と対GNI比1%を維持する高水準になっている。

なお、スウェーデンは、MDGsの定める援助額の対GNI比0.7%を既に達成しており、援助の贈与と貸付の比率でも全額贈与となっている（日本は、贈与51.5%、貸付48.5%）。

| 2008年度予算（単位：百万SEK） |               |
|--------------------|---------------|
| ○開発援助総額            | 32,038        |
| <u>開発援助関係</u>      | <u>27,702</u> |
| （内訳）               |               |
| 開発援助               | 25,486        |
| スウェーデン国際開発協力庁      | 882           |
| 北欧アフリカ研究所          | 14            |
| フォルケ・ベルナドッテ・アカデミー  | 41            |
| 会計検査院              | 40            |
| スウェーデン開発評価庁        | 20            |
| <u>東欧における改革協力</u>  | <u>1,219</u>  |
|                    | 27,702        |

（注）開発援助総額には、開発援助関係のほか、債務救済、難民受入経費、EUへの拠出等が含まれる。  
また、内訳にある援助機関の予算は、運営費用となっている。

### 3. 援助の特徴

二国間援助と多国間援助の比率は、従来からおおむね7対3（2007年では二国間援助は約68%、多国間援助は約32%）で推移している。援助における地域別の割合は、アフリカ地域（サブ・サハラ）が圧倒的に多く約40%、アジア・中東地域が約18%、欧州地域が約10%、ラテンアメリカ地域が約9%となっている（2007年国際開発協力庁（Sida）歳出額）。

本年（2008年）策定された新アフリカ政策においては、スウェーデンの二国間援助においてアフリカ支援に重点を置くことが明示されており、PGDにおいても開発援助が最貧国に焦点を当てた主要な手段と位置付けられていることから、アフリカ重視の姿勢は今後も続くことと思われる。特に、貧困削減計画の実施や紛争後の復興支援、エイズ対策などが重点事項とされ、援助手法もプログラム支援（一般財政支援）の割合が大きくなる傾向にある。

セクター別で見ると（2007年Sida歳出額）、民主的統治と人権が最も多く（23.7%）、次いで自然資源と環境（13.1%）、保健衛生（12.8%）、人道支援（12.6%）の順となっている。

最近におけるスウェーデンの援助の最大の特徴は、2007年8月に決定された、援助の質、効果及び効率性を向上するための「対象国限定アプローチ」である。この政策により現在、

アプローチ対象国として 33 か国が決められ、①長期的な開発協力を実施する国、②紛争中又は紛争終結直後の国、③スウェーデンが改革に協力する国にそれぞれ区分され、援助の重点分野ごとに支援が行われている。加えて、これらの国に比較して、援助効果が少ない国(30 か国)については、援助分野を限定し又は二国間援助以外の方法で支援を行いつつ、段階的に二国間援助から撤退を行うことが予定されている(詳細については後述)。

このほかの特徴としては、開発援助においてNGOの果たす役割が大きく、このため政府より S i d a を通じてNGOに対し補助金が交付され、これにより国全体の援助効果を引き上げている点が指摘されている(2007 年で約 11 億 S E K、全歳出額の約 8.5%)。補助金は枠組み組織と呼ばれる 14 の大規模NGOを通じて申請、交付がなされる。NGOを通じた途上国援助は約 100 か国で展開されている。

#### 4. 援助の実施体制

スウェーデンの援助実施体制の組織は、①政策部門として開発援助政策全般の企画・立案を所管する外務省(外務大臣とは別に国際開発協力担当大臣が置かれている)と、②実施部門として国際機関を通じて多国間援助を実施する外務省(多国間開発協力局)及び主に二国間援助を所管する国際開発協力庁(S i d a)から構成されている。

開発援助政策は、外務省の内局である開発政策局を中心に策定され、開発援助政策を含む途上国ごとの外交政策はそれぞれの地域担当部局が調整する。

外務省による国際機関を通じた援助は、内局の多国間開発協力局が実施する。同省による国際機関への拠出額は 89 億 1,200 S E K であり、このうち国連機関が 39.6%と最も多く、次いで世界銀行等の国際金融機関が 35.2%、欧州委員会が 19.4%などとなっている(2007 年外務省歳出額)。国連機関では国連開発計画(UNDP)への拠出が最も多く、また国際金融機関では国際開発協会(第 2 世銀、IDA)への拠出が急増し 65%を占めており、最貧国に焦点を当てるスウェーデンの開発政策が反映した結果となっている。

主に二国間援助を担当する S i d a は、スウェーデン外務省所管の政府機関であり、長官(Director General)の下、副長官、総局長(2 人)、企画局長及び 13 の地域、分野別の局長で構成されている。職員は全部で約 800 人おり、そのうちの約 150 名は海外の在外公館や現地事務所に配置されている。なお、国別開発援助戦略は、S i d a 職員が被援助国との対話、合意形成等を通じて提案・作成され、その後外務省との共同作業を経て政府によって承認される。

S i d a からの国際機関への拠出額は 56 億 9,700 万 S E K (S i d a 歳出額全体の 37.1%)であり、拠出先は国連機関が約半分(48.7%)を占めるほか、国際赤十字委員会など国際NGOへの拠出が 24.2%となるなど、NGO重視の援助政策が反映されている。なお、援助評価を行う機関として、2006 年 1 月にスウェーデン開発評価庁(S A D E V)が独立行政庁として設置されている。組織は長官の下、局長、調査員など 18 名の職員で構成され 2007 年の予算は 1,850 S E K である。同庁は援助の効率性を高めるため、スウェーデンの実施する開発援助すべての開発効果について専門的な分析・評価を行い、その結果はその後の援助政策に反映されている。

## 第2 スウェーデンの援助政策の動向

本派遣団は、スウェーデンの援助政策の現状と動向について調査するため、援助政策を担当するスウェーデン外務省（ストックホルム）を訪問し、ヤン・クヌートソン総局長（国際開発協力担当）を始め関係者から説明を聴取した後、意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。

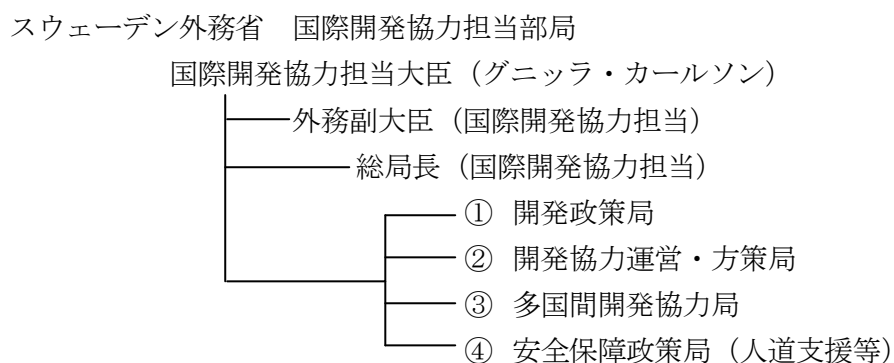
### 1. 援助政策の動向

#### （1）スウェーデン外務省の概要

スウェーデン外務省は、援助機関の一つとして主として政策部門を担当している。スウェーデン外務省には外務大臣とは別に、援助を担当する国際開発協力担当大臣が設けられており、現在、グニッラ・カールソン大臣がその職に就いている。

国際開発協力担当大臣の下に、これを補佐する組織として、外務副大臣（国際開発協力担当）と総局長（国際開発協力担当）が置かれ、内局として①開発政策局、②開発協力運営・方策局、③多国間開発協力局及び④安全保障政策局（人道支援等）が設置されている。

開発援助を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発援助政策の企画・立案及び予算計上は開発政策局等が行っている。また、国際機関を通じた援助も実施されており、多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数約30人）が中心に行っている。



#### （2）政府開発援助の目的・援助規模

スウェーデンの援助は、①貧困者の視点（貧困者の視点を見極めた政策の実施）と②人権の視点（世界人権宣言を始め、人権諸条約に基づき、権利の尊重という観点からの援助の実施）という2つの視点に重点を置いている。また、スウェーデンは、世界で最初に持続可能な全地球的開発という共通目標を達成するため、すべての政策分野を統合した政策を確立しており、MDGsの実現に向け、一貫性のある協調的な開発援助政策を遂行することとしている。また、政府機関、自治体、教育機関、NGO、民間部門などは、援助の重要な役割を担い、世論に影響を与えるものとされており、スウェーデンの社会全体が

開発援助に広く関与する必要があると考えられている。

スウェーデンの援助の主な目的は、「貧困との闘い」であり、貧困者が自らの生活を向上させることができる条件づくりに貢献していくことにある。そのため、以下の項目を重視している。すなわち、

- ① 需要に基づく援助（優先度や戦略を被援助国自身が決定し、開発援助は当該国の開発を達成するための努力を補うものとする）、
- ② 中欧・東欧との協力（欧州の協力構造やコミュニティの価値観との調整を促進する施策に重点を置き、東欧との協力では、民主的構造の強化、活発な市民参加、良い統治等を優先事項とする）、
- ③ 他のアクターとの協力（国連、EU、NGO、民間部門、他の援助国との協力により援助の効率性を高めるべく、コスト削減と政策の調整を行う）、
- ④ 対GNI比1%目標（貧困削減と全地球的開発に向け政府開発援助額の対GNI比1%を達成する）、
- ⑤ 効率性の向上（開発援助を一層効率的に実施するため、例えば、被援助国が援助国から物品を購入する条件を無条件とするなど、物品やサービスの競争を自由化する）、
- ⑥ 調和（多くの援助国・機関が競合する状況下で、被援助国が開発協力を調整する能力を高め、すべての援助主体が被援助国の制度に適合することを目的とする）、

である。

2007年度のスウェーデンの開発援助歳出額は、242億8,100万SEKとなっている。このうちスウェーデン外務省の歳出額は89億1,200万SEK（歳出額全体の36.7%）である（国際機関への拠出）。残りの153億6,900万SEKは、後述のスウェーデン国際開発協力庁により実施されている。スウェーデン外務省による多国間機関への拠出の内訳は、以下のとおりとなっている（詳しくは資料4参照）。

2007年度歳出（単位：百万SEK）

|         |        |
|---------|--------|
| 開発援助歳出額 | 24,281 |
|---------|--------|

スウェーデン外務省歳出額（単位：百万SEK）

|     |       |
|-----|-------|
| 歳出額 | 8,912 |
|-----|-------|

（内訳）

|            |              |
|------------|--------------|
| 国連機関       | 3,531（39.6%） |
| 欧州委員会（EC）  | 1,727（19.4%） |
| 世銀等の国際金融機関 | 3,133（35.2%） |
| その他の多国間組織  | 521（5.8%）    |

なお、スウェーデンの現政権は、開発援助の優先分野として、①「民主主義と人権」（人権の尊重と促進、民主的な制度の確立と法の支配、民主的統治、市民社会の役割と独立したメディアの確立）、②「環境と気候」（気候変動への適応、エネルギー、水等）、③「男女

平等と開発における女性の役割」(全活動分野における男女平等の視点の導入、経済の発展やリプロダクティブヘルス/ライツ (H I V/A I D Sを含む) に関する女性の役割、女性の政治参加等) の3分野を掲げている。

### (3) 対象国限定アプローチ

スウェーデンでは、対象国を限定し開発援助を行う方法を採用している。この対象国限定アプローチは、予算、人材の有効活用や、貧困の削減とMDG sの達成、主導的なドナーとしての地位の確保が目的とされ、スウェーデンの援助政策の特色である援助の質、効果及び効率性を確保するための二国間援助政策の一つとなっている。

スウェーデンでは、二国間援助の対象国が多数に及び援助分野も拡大したため、援助の拡散や、ひいては被援助国におけるスウェーデンの影響力が低下する懸念が指摘されていたが、対象国限定アプローチ導入については、こうした背景が関係しているとされる。

現在の援助対象国は、33 か国となっており、以下の3カテゴリーに区分されている(資料2参照)。

- ① 長期的な開発協力を実施する国(重点: 貧困削減、機能的な中央行政の構築、民主的な統治への支援)
- ② 紛争中又は紛争終結直後の国(重点: 平和と安全)
- ③ スウェーデンが改革に協力する国(重点: 貧困の削減と改革努力の強化、EUへの統合促進)

なお、各カテゴリーにおいては、民主主義や人権への援助に焦点を当てていることが大きな特徴となっている。

対象国限定アプローチの導入に伴い、各カテゴリーに区分される途上国に対し援助を集中させる一方で、これらの国と比較して援助効果が少ないと判断された国については、援助を限定し、又は二国間援助以外の方法で支援を行うこととしている。具体的には、今後の最大の援助ニーズはアフリカ諸国と考えられており、この地域に援助を集中する一方、ラテンアメリカやアジアなど30 か国については段階的な撤退を予定している。

また、対象国を限定するに当たっては、①貧困の拡大度・深刻度等から当該国の個々のニーズがどこにあるかを考慮すること(貧困の程度と被援助国のニーズの所在)、②援助の実施により、当該国において貧困を削減するための条件が整っているか否か、また当該国の開発政策が貧困の削減と成長の基礎を築くことができるか否かを考慮すること(援助の効果)、③民主主義及び人権の尊重に関する現状と進捗状況から、スウェーデンが当該国に対し影響を及ぼす潜在性を考慮すること(人権の尊重と民主的政治)が重視されている。

加えて、④スウェーデンの援助がいかに付加価値を生み出し、又は引き続き付加価値を生み出す可能性があるのか、また、⑤当該国におけるスウェーデンの専門性に対する需要、他のドナーと比較した場合のスウェーデンの優位性やノウハウ、他のドナー国や多国間ドナーの今後の援助計画なども考慮することとされている(資料3参照)。

#### （４）新アフリカ政策

スウェーデンでは、本年（2008 年）「新アフリカ政策」を策定した。この政策は、貿易、成長、民主主義の促進、気候変動等が開発のための中心課題であるという考え方を基礎とし、アフリカとの外交、安全保障政策、貿易政策、開発援助政策の関連を強化した総合的な政策となっている。また、この政策では、スウェーデンの二国間援助について、当面アフリカに重点を置くことが改めて明示されている。

新アフリカ政策の目的は、①平和、民主主義・人権の尊重及び経済、社会、環境面での持続可能な開発に関し、アフリカ諸国及びその住民の努力を支援すること、②アフリカが共通課題について地球規模の政治・経済協力に十分かつ積極的に参加することに資すること、③スウェーデンとアフリカの接点を広げ、両者の利益を促進することとされている。

また、新アフリカ政策では、長期的な貧困との闘いと経済成長の強化に重点が置かれているとともに、その政策の実施に当たっては、以下の事項が重視されている。

- （i）アフリカの民主主義及び人権に対する取組を積極的に支援し、アフリカにおける民間部門の発達、法の支配による強固な国家、汚職対策に取り組むこと
- （ii）貿易政策がアフリカの持続可能な開発と成長のため非常に重要であり、このため EU とアフリカとの経済連携協定（EPA）において物品・サービス取引、投資その他の貿易関係事項を含むものとなるよう働きかけること
- （iii）アフリカが WTO ドーハ・ラウンドの成果を通じグローバリゼーションの利益を以前に増して享受できるよう取り組むこと
- （iv）スウェーデンの民間部門がアフリカで新たな関係を築くこと、また、アフリカの地域統合やアフリカ内貿易の促進を支援すること
- （v）気候変動対策における有効なアフリカ支援策を模索すること
- （vi）アフリカにおける民生・軍事上の取組に参加できる財源を確保すること
- （vii）アフリカの地域統合の進化とこれを通じた平和と安全、経済・社会分野におけるアフリカのキャパシティの改善などを一層支援すること
- （viii）EU・アフリカ共通戦略及び行動計画をスウェーデンの政策指針とし、国際機関（国連、世界銀行、アフリカ開発銀行等）のプラットフォームを十分に活用し、北欧諸国間等の協働、NGO や科学機関との優先的なパートナーシップに努めること

## 2. 意見交換の概要

### ○対象国限定アプローチと援助の優先分野について

（派遣団）スウェーデンでは、対象国限定アプローチを採用しているが、いかなる背景から導入することになったのか。また、援助における優先分野など、開発援助の特徴はどのようなになっているのか。

（スウェーデン外務省）2006 年のカールソン大臣の就任以来、援助の効率化に力を入れている。いわゆる対象国重点主義というもので、援助を行う国を限定するアプローチを採っている。援助国を絞り込む際には、①貧困撲滅、②スウェーデンにおける比較優位性、③

受入国の経済発展の可能性といった基準を勘案しており、現在の援助対象国は33か国となっている。これまで、スウェーデンの援助は、1か国につき、10から12分野の援助が散在していたため、受入国にとっては非効率であった。そのため、スウェーデンの得意とする3つの分野に特化して援助を行う方針を採るようになった。第1が、行政改革、文民活動分野への援助である。援助額の30%がこの分野に投入されている。第2が、平等化の分野への援助である。途上国では女性がうまく活用されていないという問題があり、女性を活用して経済発展をさせようと考えている。第3が環境分野への援助である。



(写真) スウェーデン外務省との意見交換

### ○援助重点地域と開発援助に関する国会の関与について

(派遣団) どの地域に重点を置いた開発援助を行っているのか。また、国会は政府の開発援助に関してどのように関与しているのか。

(スウェーデン外務省) 援助の中心はアフリカであるが、パレスチナやイラク、スーダン、ソマリア等にも必要な援助を行っている。共通する目標は、国際社会の平和や安定につながるということである。また、スウェーデン国会との関係については情報伝達に気を配っている。国会からは、我々に対し、援助における透明性を高める努力を求められており、外交委員会に対して活動報告を行っている。

### ○対中国援助についての認識

(派遣団) 中国への援助については、いかなる認識をもっているか。

(スウェーデン外務省) 中国に対してこれまで援助を続けてきたが、一方で高い経済成長を遂げている国への援助を今後も続けていくのかといった問題がある。ただ、スウェーデンは、中国に対する援助を直ちに解消するようなことはない。将来的に中国とは幅広い関係を維持したいと考えているため、新しい援助路線についての対話を行っている。我々が取り上げようとする援助は、①民主主義の発展、②人権保護、③環境問題といった分野である。開発援助予算の一部を回すことにより、中国の関係機関がこの分野について独立して活動できるように支援していきたいと考えている。現在の中国の政治体制を考えると難しい側面もあるが、例えば、人権保護については、この8月にスウェーデンの首相が中国を訪問した際、北京大学にスウェーデンの財政支援による人権保護に関する教授職を設ける合意が行われるなど、既に対話による成果が生まれている。また、スウェーデンの環境技術についても中国側から関心が寄せられている。我々は、経済発展の過程を重視しており、このためには対話が特に重要であると考えている。

### 第3 スウェーデンの援助実施の動向

本派遣団は、スウェーデンの援助実施の現状と動向について調査するため、援助実施機関であるスウェーデン国際開発協力庁（ストックホルム）を訪問し、ミア・ホルン・アフ・ランツィエン副長官のほか、同庁の組織概要、国別援助の実施概況、対アフリカ支援、N G O協力等への対応について各担当者から説明を聴取した後、意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。



(写真) Sida のエントランス

#### 1. 援助実施の動向

##### (1) スウェーデン国際開発協力庁の概要

スウェーデンにおいては、既に述べたように、援助の実施は外務省（多国間開発協力局）及びスウェーデン国際開発協力庁（S i d a）が行っている。外務省は国際機関を通じて援助を実施しており、その国際機関に対する拠出額は 89 億 1,200 万 S E K に上る（2007 年）。S i d a は途上国に対する二国間の資金協力、技術協力等の支援を実施するとともに、国際機関等を通じた援助を行っている。

S i d a は、スウェーデン外務省所管の政府機関であり、長官（Director General）の下、副長官、総局長（2 人）、企画局長及び 13 の地域、分野別等の局長で構成されている。また、長官を議長とし、政党の代表、産業界、大学・研究機関等から選出された 10 人で構成される顧問評議会が設置されており、助言機能としての役割を果たしている。

執行部局は、地域局として、①アジア・中東・北アフリカ局、②アフリカ局、③欧州局、④ラテンアメリカ局があり、分野別局として、①民主主義・社会開発局、②インフラ・経済協力局、③自然資源・環境局、④調査協力局、⑤N G O 協力・人道支援・紛争管理局がある。また、補助局として、①財政・法人開発局、②情報局、③人材局、④政策・対策局があり、これらに加え、独立した部局として評価・内部監査事務局を有している。ただし、S i d a は、会計検査院から援助の評価に関する問題点の指摘を厳しく受けていることもあり、本年（2008 年）10 月にこの分野に重点を置いた組織再編を行う予定である。

S i d a の職員は、約 800 人で、そのうち約 150 名の職員が約 50 か国に設置されている S i d a の現地事務所やスウェーデンの在外公館等に配置されている。なお、職員の男女比は男性 37%、女性 63%となっている。

援助に当たり S i d a は、P G D や政府の年次指示、予算書等の枠組みに基づき援助を実施し、また被援助国が策定する貧困削減戦略等を前提に援助を決定している。このため、貧困削減のための条件について被援助国との定期的な対話を行うとともに、他の援助機関との協議を実施している。

また、開発援助は、外務省と S i d a が共同して作成し政府の承認を得た国別・地域別援助戦略により実施することとされ、被援助国の貧困戦略と成果分析に基づいて策定される。なお、国別援助戦略は、被援助国において援助業務に携わる S i d a の職員が中心となって素案が作成され、S i d a の分野別局及び地域局との協議も行われる。

## （２）援助の実施状況

2007年度のS i d aの開発援助歳出額は153億6,900万S E Kであり政府全体の援助歳出額（242億8,100万S E K）の63.3%を占めている。このうち二国間援助額は96億7,200万S E K（S i d a歳出額の62.9%）、国際機関等を通じた援助は56億9,700万S E K（同じく37.1%）となっている。

国際機関への拠出については、国連機関が48.7%を占め、次いで国際N G Oが24.2%、国際金融機関等が19.3%などとなっている。国連機関では国連開発計画（U N D P）と国連児童基金（U N I C E F）を合わせた額が約54%を占めており、国際N G Oでは国際赤十字委員会、国際家族計画連盟（I P P F）が、また国際金融機関等では世界銀行などが、それぞれ拠出の中心となっている（資料4参照）。

S i d aの援助の業務分野別・国別、セクター別・援助形態別内訳は以下のとおりとなっている。

### （い）業務分野別・国別の援助実施状況

S i d aは、アフリカに対しては、最も貧困な地域であり、かつエイズ等の感染症が蔓延し、紛争も多発していることから、貧困の削減、和平プロセス、エイズ対策等の支援を行うなど、対アフリカ支援を重視している。またアジア、中東、北アフリカに対しては、民主的統治、自然資源の持続可能な利用、経済社会開発等の支援を行っている。東欧では、E Uとの関係を重視し、民主主義や市場経済への転換を図り、民主的統治と人権、E U統合に向けた経済・社会開発、男女平等等の支援を行っている。ラテンアメリカでは、多くの人々が教育、保健、自然資源へのアクセス等の基本的権利を欠いていることに注目し、民主的統治と人権、民主主義、和平プロセス、自然資源の利用、経済・社会的平等の支援を行っている。

#### S i d a歳出額（業務分野別）（単位：百万S E K）

|             |               |
|-------------|---------------|
| 歳出額         | 15,369        |
| (内訳)        |               |
| アフリカ        | 4,441 (28.9%) |
| アジア         | 1,835 (11.9%) |
| 中東・北アフリカ    | 378 ( 2.5%)   |
| ラテンアメリカ     | 1,002 ( 6.5%) |
| 東欧・中央アジア    | 1,556 (10.1%) |
| 全地球的開発プログラム | 1,909 (12.4%) |
| 調査研究        | 978 ( 6.4%)   |
| 人道支援・紛争関係   | 2,064 (13.4%) |
| N G O       | 1,302 ( 8.5%) |
| 広報          | 38 ( 0.2%)    |
| 他のドナーからの供与  | －136 (－0.9%)  |

(注) 四捨五入の関係で数値が必ずしも歳出額と一致しない場合がある。

**S i d a 歳出額 (国別)** (単位：百万SEK)

**歳出額** 15,369

(内訳)

|           |                |
|-----------|----------------|
| ① タンザニア   | 740 (4.8%)     |
| ② モザンビーク  | 718 (4.7%)     |
| ③ スーダン    | 394 (2.6%)     |
| ④ ウガンダ    | 392 (2.5%)     |
| ⑤ アフガニスタン | 381 (2.5%)     |
| ⑥ ザンビア    | 373 (2.4%)     |
| ⑦ 西岸・ガザ地区 | 348 (2.3%)     |
| ⑧ ベトナム    | 330 (2.1%)     |
| ⑨ ケニア     | 319 (2.1%)     |
| ⑩ エチオピア   | 310 (2.0%)     |
| ⑪ その他     | 11,064 (72.0%) |

(注) ①②はプログラム支援（一般財政支援、セクタープログラム支援）で民主的統治と人権に重点が置かれている。③～⑤は世界銀行のドナー基金を通じた援助となっており、スーダンは人道支援、アフガニスタンは民主的統治と教育に重点が置かれている。

(ii) セクター別・援助形態別の援助実施状況

最近のスウェーデンの援助の特徴を援助形態別で見ると、いまだプロジェクト支援が46.7%とほぼ援助の半分を占めるものの、プログラム支援が増加しており、援助額は2005年には約15億8,000万SEKであったものが2007年は約20億9,000万SEKと着実に増加している。また、プログラム支援のうち一般財政支援が4割強を占めており、その額も増加している。援助案件数・拠出の傾向については、援助効果を高めるため案件を絞り込むとともに、新規案件の数を減少させ、集中した拠出を行う傾向にある。

**S i d a 歳出額 (セクター別)** (単位：百万SEK)

**歳出額** 15,369

(内訳)

|              |               |
|--------------|---------------|
| 民主的統治と人権     | 3,637 (23.7%) |
| 自然資源と環境      | 2,007 (13.1%) |
| 保健           | 1,974 (12.8%) |
| 人道支援         | 1,934 (12.6%) |
| 調査研究         | 1,044 (6.8%)  |
| 貧困削減のための財政支援 | 966 (6.3%)    |
| インフラ         | 958 (6.2%)    |
| 教育           | 696 (4.5%)    |
| その他          | 2,153 (14.0%) |

**S i d a 歳出額（援助形態別）**（単位：百万SEK）

総額 15,369

（内訳）

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| プロジェクト支援    | 7,185 | （46.7%） |
| 技術支援        | 626   | （ 4.1%） |
| 国際研修プログラム   | 341   | （ 2.2%） |
| プログラム支援     | 2,088 | （13.6%） |
| 人道支援        | 2,102 | （13.7%） |
| 調査研究        | 1,039 | （ 6.8%） |
| NGO助成       | 2,082 | （13.5%） |
| 他のドナーからの供与分 | －95   | （－0.6%） |

（注）四捨五入の関係で数値が必ずしも総額と一致しない場合がある。

### （３）対アフリカ支援

スウェーデンの開発援助では貧困の削減に焦点を当てていることから、二国間援助の約4分の3は最貧国に向けられ、地域別では約4割がアフリカに割り当てられている。

2007年の援助の実施状況で見ると、S i d aの対アフリカ支援は13の国別又は地域別戦略等により実施されており、民主主義と人権の促進を重要な目標とし、社会開発、持続可能な自然資源の利用と経済成長に資することを重点とし、①被援助国の貧困削減計画の実施等の支援、②紛争中又は紛争終結直後の国に対する和平プロセスと復興の支援、③国境を越えた問題の解決のための地域協力に関する支援、④エイズ対策への支援などを実施している。

このうち、①については、10か国を対象に実施しており、援助形態別で見るとプログラム支援の割合が約4割であり、そのうちの約6割が教育や保健分野を中心に一般財政支援が行われている。また、ザンビア、モザンビーク、タンザニア等の6か国は「実施評価フレームワーク」という成果マトリクスを採用し、オーナーシップ（途上国の自立性）の強化や援助協調の推進、能力開発や汚職対策などが課題となっている。

また、②については、コンゴ民主主義共和国、象牙海岸、リベリア、シオラレオネ、ソマリア、スーダン、ジンバブエ等で実施されており、民主的統治やDDR（紛争後の元兵士の武装解除や社会復帰など）プログラムへの拠出や人権、エイズ対策、女性の政治的・経済的参画の促進等への支援が重視されている。

③については、南部アフリカ、西アフリカ、ヴィクトリア湖などにおいて、国境を越えた水資源管理と気候変動に対する対応戦略などの地域戦略を支援している。

### （４）NGOに対する支援

スウェーデンにおいては開発援助関係NGOの数は約400団体に上り、多くのNGOが現地事務所を設置しており、地域との緊密な関係や地域の実情の把握に優れ、各援助分野にわたる専門的知識も有している。このため、開発援助において果たすNGOの役割は大

きく、かつ高く評価されている。

このため、スウェーデンはS i d aを通じて、活気ある民主的な社会づくりの推進と現地パートナー組織の強化を目的として、①NGOに対する補助金及び②NGOの広報活動に対する支援を行っている。その支援額は2007年で約13億SEKであり、S i d aの全歳出額の約8.5%を占めている。支援対象は、民主的統治、男女機会均等、人権の尊重と自由、少数民族・先住民等の分野で活動する国内のNGOや提携組織、国際的ネットワーク等に及んでいる。

補助金の交付については、スウェーデンには「枠組み組織（又はアンブレラ組織）」と呼ばれる多数の傘下のNGOを抱える大規模NGOが14あり、この下に組織化される小規模NGOは枠組み組織を通じて、S i d aに対し一括してプロジェクト補助金を申請することとされている。補助金の交付に当たっては、原則としてNGO側が活動費用の10%を自己負担することを条件としており、また、効率的に援助を行うためのシステム化が図られているか等についてS i d aが審査を行っている。

枠組み組織と呼ばれるNGOとS i d aの間では、幾つかの判定基準に基づく枠組み契約が結ばれており、補助金やプロジェクト資金等の交付は個々のNGOではなく枠組み組織に対して行われている。補助金の支援状況は以下の表のとおりであるが、例えばフォーラム南は208のNGOと提携し、約1.8億SEKの補助金の交付を受けている。

現在、NGOを通じて約100か国で援助が展開されており、国別では南アフリカ、ボリビア、ケニア、パレスチナ、インドなどの順に支援額が多くなっている。また、セクター別では、民主的統治・人権(57%)、自然資源・環境(10%)、教育(9%)、保健(3%)などの順となっており、近年は、民主的統治・人権、自然資源・環境のセクターで支援額が増加している。

また、S i d aは、スウェーデン国内において地球規模の開発課題や国際開発援助に関する知識の普及と世論の推進に努めており、国内で公平かつ持続可能な全地球的開発への取組を促進するため、NGOの広報活動を支援している。広報活動に関する支援については、約30のNGOを対象に約1億2,900万SEKが交付されている。

| S i d aのNGO補助金 (単位：百万SEK)  |             |
|----------------------------|-------------|
| 総額                         | 1,133       |
| (内訳)                       |             |
| Forum Syd (フォーラム南)         | 177 (15.6%) |
| Swedish Cooperative Center | 133 (11.7%) |
| Swedish Save the Children  | 129 (11.4%) |
| Swedish Mission Council    | 118 (10.4%) |
| PMU Interlife              | 102 (9.0%)  |
| Diakonia                   | 102 (9.0%)  |
| その他                        | 372 (32.8%) |

## 2. 意見交換の概要

### ○援助政策の決定権者と国会の関与

（派遣団）援助政策についての最終的な決定は誰が行っているのか。また、政策について国会がどのように関与しているのか。

（S i d a）援助政策についての最終的な決定権は、スウェーデン外務省の国際開発協力担当大臣が持つ。国会における与党及び外務省が援助政策を策定し、毎年、外務省は、具体的な到達目標を通達という形でS i d aに伝達している。これに従ってS i d aでは援助を実施している。

### ○対象国限定アプローチに対する被援助国の反応

（派遣団）スウェーデンでは、援助総額が増加している一方で、援助を行うに当たり、対象国を絞り込むアプローチを採っているが、被援助国側からの反発など問題は生じていないのか。

（S i d a）被援助国に対しては、新政権の発足に伴い、対象国を絞り込んで援助を行う方針転換がなされたことを強調している。この方針転換については、あくまでも国内事情によるものなので、事前に被援助国との協議などは行われていない。援助を継続するかどうかについては、スウェーデンの比較優位性や他国からの援助の供与、過去10年間の経済発展などを基準として考えている。援助を終結することになった南アフリカ、ロシアなどの国に対しては、

これまでとは別の形で援助を実施することについて協議を行っている。また、アフリカについては、依然として貧困状態が続いていると考えており、特に重視している。地域別の割合では援助額の約41%がアフリカに振り向けられているが、将来的には、この数字は更に高まることが予想される。



（写真）S i d a との意見交換

### ○援助協調とアフリカ支援に対する認識

（派遣団）援助の効率性を考えた場合、被援助国に対し援助国がバラバラに援助を行うことは望ましいものではないと考えるが、この点についていかなる認識を持っているか。また、対アフリカ援助について、日本もスウェーデンと同様、積極的に援助する姿勢を持っているが、アフリカが抱える様々な背景等を考えると、アジアでの日本が行ってきた援助のように成功するか懸念を持っている。この点についてもいかなる認識を持っているか。

(S i d a) 援助の効率性を考えた場合、各国は提携していかなければならない。例えば、日本はインフラ整備、スウェーデンは社会セクターへの援助、オランダはエイズ対策というように、各国が得意な分野の援助を分担していくことが大切ではないか。

アジアにおける援助の成功例をアフリカに活用していくことも必要と考える。アフリカは今なお貧困状態にあり、日本が援助額を増加させることは我々にとってうれしい知らせである。アフリカにどのような形で援助を行うかは重要なポイントであり、我々は、主に無償援助を行っているが、援助に当たっては開発途上国自らの発展プランに沿って援助を行うべきとする「パリ宣言」に基づいて実施することが重要である。距離的にはスウェーデンも日本と同様にアフリカから遠いが、「パリ宣言」に基づいてアフリカの自らの発展プランを助けるという考えを持って援助していくことが大切と考える。

### ○開発援助額の増額の背景

(派遣団) 会計検査院から援助の評価に関し問題点が指摘されているにもかかわらず、S i d a において開発援助額が減額せず、むしろ増額している背景、事情は何か。

(S i d a) 世論調査によれば、おおむね開発援助を実施することについて国民の理解を得ているようである。ただし、個別の資金の使い方では信頼を失っているものもあるため努力する必要があると感じている。成功している援助例については、従来必ずしも具体的に国民に示すことはなかったので、今後はこうした事例についての情報を国民に積極的に知らせたいと考えている。また、援助の実績を出すまでにはある程度長期間を要することや、大きな問題点が生じている案件については具体的に分かりやすい説明を行うなど、開発援助に対する国民の理解を高めていく努力が必要と考えている。

### ○NGO支援の際の条件と不正防止策

(派遣団) NGOへの支援(補助金交付)に当たっては、NGO側は原則として活動費用の10%を自己負担することを条件としているが、自己負担金については寄附等による収益で調達しているのか。また、枠組み組織への補助金交付に当たっていかなる不正防止策をとっているのか。

(S i d a) 10%の自己負担金は、何らかの形で自ら調達しなければならない。例えば、現金をスウェーデンの社会から集める方法が考えられるが、10%の自己負担金の中に公的機関からの援助は含まれてはならない。これは、スウェーデンのNGOが本来もつ大衆運動の伝統を維持しなければならないといった考え方に基づいている。また、不正防止策としては、枠組み合意を結ぶ時には、透明性の高い8つの基準を設けており、公正性を重視している。また、各組織と近い関係にならないように努めている。そのため、一つの組織の補助金やプロジェクト資金等の審査に当たっては2～3名の担当官が担当し、3年を上限として担当替えをするなどの工夫を行っている。

### ○NGOを活用するメリットとデメリット

(派遣団) NGOを活用して援助を行うメリットとデメリットはどこにあると考えるか。

(S i d a) NGOを通じた援助をなぜ行わなければならないかは、我々自身も自問している。メリットとしては、NGOは、援助について専門的な知識とノウハウを持っているということである。また、イデオロギーに立脚し多くの専門家を抱えている組織も多く、効率的な援助を行うことが可能と考えられる。児童に関する援助に積極的なNGO、被援助国のコミュニティと深い関係をもつNGO、人権・民主主義に対して能力が高いNGOなど、効果的



(写真) S i d a 玄関にて副長官(右から3人目)とともに

な援助を行うことが可能と考えられるNGOがあるが、そうしたNGOは現地にローカル事務所を設置していることも多く、被援助国の社会と深い関係を持ち、我々が影響力を行使できないような地域まで足を運び活動を行っている。これらの点は、NGOを通じた援助のメリットといえる。デメリットとしては、あまりに多くのプロジェクトが行われているため、その事務管理が煩雑になることである。また、様々なプロジェクトが同時並行的に行われているため、全体の経過、総合評価が分かりにくくなっていることもある。

## 第4 平和構築の人材育成の動向

本派遣団は、スウェーデンの平和構築の人材育成の現状と動向について調査するため、文民を対象とする人材育成機関であるフォルケ・ベルナドッテ・アカデミー(ストックホルム事務所)を訪問し、ヨナス・アルベロート副所長を始め関係者から説明を聴取した後、意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。

### 1. フォルケ・ベルナドッテ・アカデミーの概要

フォルケ・ベルナドッテ・アカデミー(以下「FBA」という。)は、2002年にストックホルムの北約500キロメートルのサンドヴィーケン市に設立されたスウェーデン外務省所管の政府機関であり、国際的な紛争防止及び危機管理に関わる活動の質及び効果を高めることを任務としている(ストックホルム市内にも支部機関を有する)。職員数は約40名であり、活動予算のほぼすべてが政府予算より支出されており、年間約7,000万SEKが手当てされている。

主な所掌分野は、①国内協力及び調整、②多機能な教育及び訓練、③調査研究と評価、④方法・教義の開発、⑤スウェーデン文民の国際平和構築活動へのリクルート、⑥スウェ

ーデン市民社会の平和プロジェクトへの資金供与などとなっている。

FBAでは、平和構築活動に関してパートナー国や関係機関と緊密に提携するとともに、平和構築活動に参加する文民に対する教育・訓練を重視しており、一般市民の中からリクルートした者をサンドヴィーケン市の訓練センターにおいて、すべて英語により教育・訓練している。



(写真) 国防大学内に所在するFBA

また、平和構築活動への派遣が予定される文民のロスター管理（平和構築活動の派遣候補者の登録リスト管理）は、従来はスウェーデン救難庁や刑事警察庁、保護観察庁などの関係機関がそれぞれ別々に実施していたが、現在は、FBAが一元的に行うようになっている。各国で実施されている平和構築に係る文民活動についても、すべてFBAを通じて監督官庁に総合的な報告が行われている（国際活動派遣における関連省庁等については次頁の図を参照）。

更にFBAでは、平和維持活動や予防外交に関する経験や事例を踏まえた研究活動を行っており、ワークショップやセミナーを開催するとともに、その研究結果を雑誌等に発表している。これらFBAの調査研究は、学識者のみならず政策立案者に対しても意識した内容のものとなっている。

またFBAは、国連や欧州連合（EU）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、北大西洋条約機構（NATO）などの国際機関及び地域安全保障機関などとの国内連絡の窓口となっているほか、幅広い国際活動の参加を目的として関係機関との連携を進めている。

現在、FBAと日本との協力関係は、平和構築分野の人材育成活動に関して緊密化しつつあり、特に平成19年度より開始された外務省委託による平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業（広島大学「広島平和構築人材育成センター」において実施中）については、FBAより講師が派遣され、同事業の研修修了者に対してはFBAとの共同修了証書が授与されるなどの連携が行われている。

なお、スウェーデンには文民対象の研修機関であるFBAのほか、主に国連平和維持活動に関し、軍・警察、文民等を対象とする研修機関としてスウェーデン軍国際センター（SWEDINT）があり（次頁図参照）、平成4年の「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO協力法）」成立後、防衛庁（当時）幹部自衛官35名が約2週間にわたって教育・訓練を受けた。その後、毎年ゴラン高原における停戦監視活動を任務とする国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）輸送隊長及び司令部幕僚となる2名の幹部自衛官が同センターの国連司令部幕僚課程に参加している。

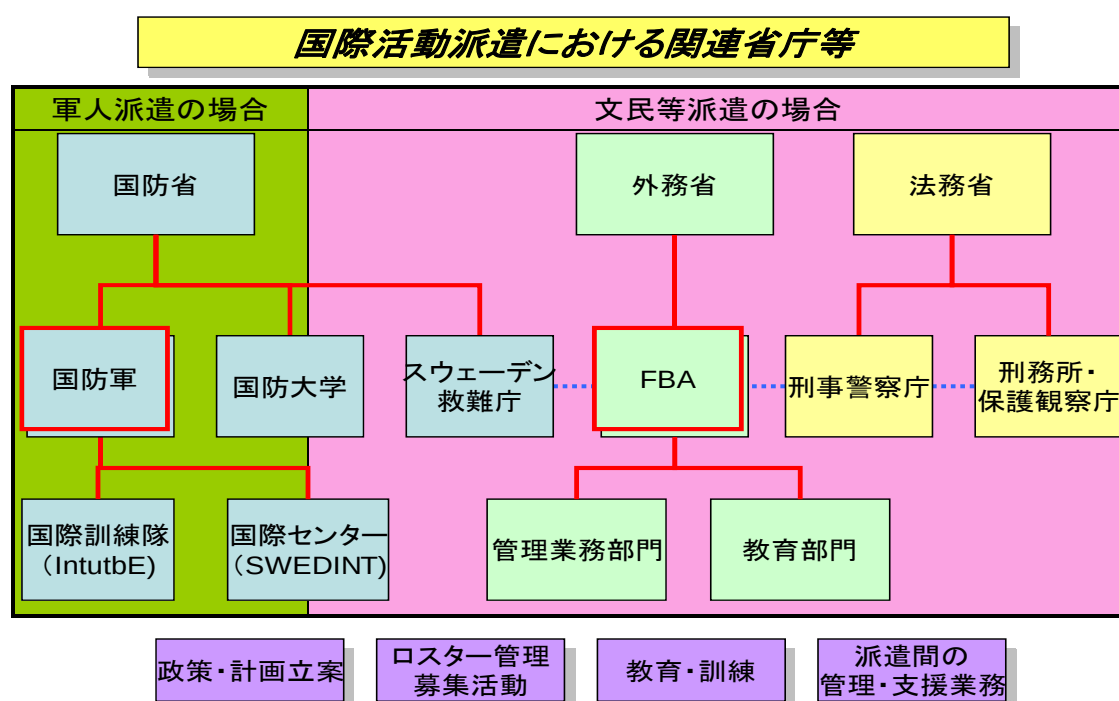
## 2. 意見交換の概要

### ○平和構築における相手国への理解と尊敬

（派遣団）FBAで訓練を受ける人材については、派遣国の文化や社会に対する理解だけ

ではなく派遣国に対する尊敬も大切な要素になるものと思う。FBAでの文民を対象とする人材育成の教育は、派遣国の将来を決定づけることにも繋がるものと言える。平和構築を成功する上で相手国との関係で重要なことは何か。

（FBA）我々は、紛争国においては客人にすぎない。我々がそこから撤退した後どれだけの効果が出るかは、その国の組織、国民とどれだけ協力できたかによって異ってくる。文化、歴史、価値観を理解し、紛争に至った理由を考えることは大切であり、こうしたことの理解を通じて、人々の信頼を得ることが可能となる。一方で相手国に対して要求を出すことも必要であり、我々の目標の実現に向かって積極的に活動することが重要である。



（出所：在スウェーデン日本国大使館資料）

## ○平和構築を通じて得た経験、情報の活用

（派遣団）平和構築活動に関わった要員が得た個々の経験や情報を組織的にどのように活用、反映しているか。また、FBAに平和構築分野の専門家が相当集まっていることを考えると、政府に対して意見を述べることも可能と考えるが、そのようなことは行っていないのか。

（FBA）FBAにおける教育は経験に基づいていなければならない。特に、任務を終えて帰国した要員の経験を教育に汲み上げるようにしている。彼らは、FBAやその他の機関においてセミナーやレポートの形式でその経験を説明する機会が与えられている。さらには派遣を直前に控えた要員に対して経験を伝える役割も担っている。また、FBAとス

ウェーデン外務省は密接な関係にある。FBAは外務省所管の機関であり指導を受ける立場にあるが、重要事項の決定前には外務省側からしばしば問い合わせがあるなど協議が行われている。またFBAは、外務大臣や事務次官とも深い関係をもっており、我々の活動は政府の決定に反映できるものと考えている。



(写真) FBA関係者との意見交換を終えて

### ○教育の対象となる文民の経歴

(派遣団) いかなる経歴を持つ者をリクルートし教育しているのか。また、その都度必要な人材をリクルートするのか。

(FBA) 平和構築活動に関する文民のリクルートについては、今年(2008年)からFBAに専門の部署を設けて行っているが、一般市民から多数の応募があり意外に思っている。応募者は、インタビューに基づいて評価され、好成績を収めた者のみが現地に派遣される要員として選ばれる。年2回リクルート・キャンペーンを実施しているが、その目的は直ちに現地に派遣できる人材をプールすることにある。このキャンペーンでリクルートした人は、担当者により能力が査定され、直ちに派遣可能な者としてリストアップされるが、派遣するに当たって特別な契約などは結ばれない。リクルート・キャンペーンにより募集する人材はその都度異なっている。例えば、この夏のキャンペーンでは武装解除問題などの専門家を募集している。将来的には、リクルートによる募集の数は増大するものと予想される。

### ○派遣要員に対する教育期間

(派遣団) 派遣要員に対する派遣までの教育期間や派遣期間はどの程度か。帰国後はいかなるケアを行っているのか。

(FBA) 1週間の通知期間を経て直ちに派遣されるが、派遣期間についての期限は特に定められていない。また、派遣を終え、帰国した際には、社会復帰のための教育プログラムが1週間程度行われる。現地での経験を討議する機会を設けたり、スウェーデン外務省でのブリーフィングの機会を作ったりしている。さらに、派遣された者全員が心理学専門家と対話を行うなどフォローがなされている。リクルートした者は、それぞれの目的に応じて半日から1週間程度の教育を施している。できるだけ長い期間の教育を行いたいと考えているが、現地への派遣が差し迫っていることが多いため、現状では短期間となっている。

### ○派遣中の派遣元での人材の手当と帰国後の再就職

(派遣団) 平和構築活動に例えば医者や企業で働く者などが派遣された場合、派遣元の病院や企業などへ人材の補充は行われるのか。また、派遣を終えて帰国した者の再就職はどのようなになっているのか。

（FBA）平和構築に派遣されている間の病院や企業などへの人材を補充するような余裕は我々にはない。平和構築活動に参加を希望する者に対しては、急に派遣が決まった場合、所属する組織などで人材の補充が可能であるか、雇用主の許可を得ることができるかなどの確認はとっている。また、スウェーデンでは、国連への派遣で帰国した者については、元の職場に復職できる権利が保障されている。スウェーデンの法律では、2年以上引き続き働く者については正規雇用しなければならないという規定があるが、2年以内であればアルバイトとして雇用した者を直ちに解雇できるようになっている。平和構築活動に参加している者の代わりとして派遣期間中にアルバイトを雇うことも可能である。こうした保障制度があるから、多くの人が参加したいと手を挙げるのであろう。

## 第5 スウェーデンにおける国際援助NGOの動向

本派遣団は、スウェーデンにおける国際援助NGOの動向について調査するため、スウェーデン最大のNGOであるフォーラム南（Forum Syd、ストックホルム）を訪問し、同団体の戦略的評価を担当するクリステル・オルマルム氏から説明を聴取した後、意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。

### 1. フォーラム南の概要

フォーラム南（Forum Syd）は、1995年に設立されたスウェーデン最大の開発援助関係のNGOであり、国内に200以上、海外にも240の傘下組織（メンバー組織）を有している。Forum Sydは、こうした組織やネットワークと協力して、経験と理解を深めるとともに、開発援助の新たな手法を開発するなどの活動を行っている。また、全地球的正義（Global Justice）といった目標を掲げて、公正で持続可能な開発の原動力としての市民社会を支援していくこととしている。

本部はストックホルムに所在するが、カンボジア、ニカラグア、タンザニア、ザンビアなど、世界各地に事務所を有しており、職員数は184名となっている。

Forum Sydの主な活動内容としては、①世論形成（他の組織と協力し、全地球的正義の問題、NGOの開発援助の条件、開発援助における市民社会の役割などの問題に関し、権限を有する者に対する働きかけ）、②能力開発（組織やネットワーク間の会合、研修、情報交換のほか、男女平等、環境、貿易などに関する出版）、③S i d aの補助金の交付（国内の開発援助関係組織に対する助言、財政支援、地球規模の問題に関する国内広報）が挙げられる。また、当然ながら、Forum Syd自身が開発当事者として傘下のNGO組織との共同作業を実施している。

Forum Sydは、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、欧州にそれぞれ支部を持っており、欧州支部であるストックホルム事務所では、ウクライナやバルカン諸国などへの援助が重視されている。アジア及びラテンアメリカでは民主主義の振興についての援助を展開して

おり、アフリカでは、貧困問題、エイズ問題に関する援助を行っている。

また、途上国であって政府や行政組織が機能せずガバナンスが脆弱な国に対して援助を行う場合には、現地の民間組織などが大きな役割を果たすため、Forum Syd ではそうした組織に援助を行っている。現在、Forum Syd では、600 の援助プロジェクトに対して支援を行っており、活動する傘下の NGO は 40 か国に及んでいる。

Forum Syd の 2007 年の年間予算は 2 億 8,330 万 SEK であり、このうち S i d a からの補助金が 2 億 7,080 万 SEK（95%以上）とその太宗を占めている。S i d a 以外の関係当局からの補助金が 480 万 SEK、会員費が 30 万 SEK、出版・サービス収入が 170 万 SEK、その他が 570 万 SEK といった内訳となっている。

一方、プロジェクトにおける会計監査も重要と考えられている。監査結果が場合によっては Forum Syd の活動に大きな影響を与えることもあることから、傘下の NGO に対しては、いかなる監査が会計検査院によって行われるかなどについてセミナーを開催したり、マニュアルを配付したりして援助の効率化に対する理解を促すようにしている。

なお、Forum Syd では、2010 年までの業務戦略として、開発援助に関して、①市民社会の知識習得の強化と能力や手法の開発、②市民社会における世論形成、支援活動能力の強化、③様々な組織間における共同業務・調整を通じた市民社会による開発援助の長期的効果の強化を掲げている。

## 2. 意見交換の概要

### ○Forum Syd の活動予算の調達方法と寄附行為に対する優遇措置について

（派遣団）Forum Syd の活動予算はどのように調達しているのか。また、市民が Forum Syd などの NGO に寄附を行ったような場合は税制上の優遇措置はなされるのか。

（Forum Syd）Forum Syd の活動予算については、そのほとんどを政府機関に頼っており、一部が市民社会からの援助となっている。Forum Syd は、政府機関と民間機関のいわば中間形態の組織といえるため、Forum Syd が傘下の NGO へ援助を行う際は、政府機関である S i d a の規則を適用している。欧州の中でもスウェーデンでは、市民が NGO に加盟し、積極的に協力していることも多いが、NGO へ寄附を行ったとしても、何らかの優遇措置がなされることはない。

### ○Forum Syd の活動予算における自己負担比率について

（派遣団）S i d a では、NGO への支援に当たっては、原則として活動費用の 10% を自己負担することを条件としているはずであるが、Forum Syd はこの条件の適用を受けていないのか。

（Forum Syd）Forum Syd の業務は、いわば S i d a の下請的業務であり、その条件は適用されない。Forum Syd は、各地で援助活動を行っているが、例えば、欧州におけるバルカン諸国への援助やラテンアメリカ諸国への援助については、S i d a から直接、援助を行うよう依頼を受けている。こうした援助については、いわゆる 10% 規則は適用されてい

い。また、ジンバブエのムガベ政権への援助は、S i d a は直接援助を行っていないが、Forum Syd などのスウェーデンの代表的な N G O に民主主義の発展などのための援助資金を出しており、この活動は 100% 政府の資金から成り立っている。一方、アフリカやアジアへの援助については、Forum Syd が独自に活動を行っている案件が多い。Forum Syd は、S i d a からの依頼に基づき援助を行うという側面と、民主主義の発展のため独自に援助活動を行うという二面性を持っている。

#### ○対象国限定アプローチに対する考え方 とそれに対する Forum Syd の対応

（派遣団）スウェーデンは、開発援助を行うに当たって対象国を絞る方針を採っているが、Forum Syd も、この方針に従い対象国を絞った援助を行うという考えを持っているのか。

（Forum Syd）政府は、対象国を絞って援助を行う方針を採っているが、Forum Syd は、そのような考え方には縛られていない。現場のスタッフの中には、援助国の削減が実際に行われるのではないかと不安視する者もいるが、そうした危惧を持つ必要はない。従来どおり、援助を遂行していくことが重要であると考えている。しかし、紛争国に対する再定義がスウェーデン外務省で行われる場合は、我々の活動に影響してくることも考えられる。



（写真） Forum Syd との意見交換